

改 正 案	現 行
（学生の服制） 第十七条 防衛大学校の学生及び防衛医科大学校の学生（<u>第二十二</u><u>条</u>第三項を除き、以下「学生」という。）の服制は、別表第五に定めるところによる。 （試験の方法） 第二十二條 隊員の採用試験の方法は、筆記試験、身体検査及び口述試験とする。 2 自衛官、自衛官候補生及び予備自衛官補の採用試験において、防衛大臣が必要と認める場合には、前項に規定する試験の方法のほか、適性検査を行うことができる。 3 <u>防衛大学校の学生の採用試験において、防衛大臣が必要と認める場合には、第一項に規定する試験の方法のほか、適応能力試験、討議試験及び体力試験を行うことができる。</u>	（学生の服制） 第十七条 防衛大学校の学生及び防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）の服制は、別表第五に定めるところによる。 （試験の方法） 第二十二條 隊員の採用試験の方法は、筆記試験、身体検査及び口述試験とする。 2 自衛官、自衛官候補生及び予備自衛官補の採用試験において、防衛大臣が必要と認める場合には、前項に規定する試験の方法のほか、適性検査を行うことができる。